

	高気圧酸素治療の安全基準(2024年4月1日)	高気圧酸素治療の安全基準 (2024年6月27日)
1	第2節 第1種装置による治療	第2節 第1種装置による治療
2	第52条 第1種装置を使用する治療は、次の各号によって行うことを原則とする。	第52条 第1種装置を使用する治療は、次の各号によって行うことを原則とする。
3	1) 空気によって加圧する装置では、顔面に密着するマスク又は頭部全体を気密に被包するマスクによって酸素を投与する方式若しくはこれらと同等以上の濃度の酸素吸入を行わせる方式により患者に酸素を吸入させる方式によらなければならない。	1) 空気によって加圧する装置では、顔面に密着するマスク又は頭部全体を気密に被包するマスクによって酸素を投与する方式若しくはこれらと同等以上の濃度の酸素吸入を行わせる方式により患者に酸素を吸入させる方式によらなければならない。
4	2) 治療圧力は、2ATA (0.102 MPa, 1.033 kgf/cm ²) 以上 2.8ATA (0.18 MPa, 1.860 kgf/cm ²) 以下とし、いかなる場合も治療圧力は 2.8 ATA (0.182 MPa, 1.860 kgf/cm ²) を超えてはならない。	2) 治療圧力は、2ATA (0.102 MPa, 1.033 kgf/cm ²) 以上 2.8ATA (0.18 MPa, 1.860 kgf/cm ²) 以下とし、いかなる場合も治療圧力は 2.8 ATA (0.182 MPa, 1.860 kgf/cm ²) を超えてはならない。
5	3) 治療時間は 60 分以上、90 分以内とする。(減圧症を除く)	3) 治療時間は 60 分以上、90 分以内とする。(減圧症を除く)
6	4) 治療中の輸血及び輸液は、空気塞栓の発生を完全に防止して行わなければならない。	4) 治療中の輸血及び輸液は、空気塞栓の発生を完全に防止して行わなければならない。
7	2 第1種装置を使用する治療は、次の各号の場合には行ってはならない。	2 第1種装置を使用する治療は、次の各号の場合には行ってはならない。
8	1) 人工呼吸器による呼吸管理を必要とする場合	1) 人工呼吸器による呼吸管理を必要とする場合
9	2) 治療中、他の医療行為を必要とし、若しくは医療職員の補助を必要とする場合	2) 治療中、医療職員の補助を必要とする場合
10	3) 自然気胸又は気管支喘息若しくは開胸手術等の既往を有し、急性の換気障害を発生する恐れのある場合	3) 自然気胸又は気管支喘息若しくは開胸手術等の既往を有し、急性の換気障害を発生する恐れのある場合
11	4) 誤嚥又は窒息若しくは重篤な不整脈その他重大な呼吸循環障害を発生する恐れのある場合	4) 誤嚥又は窒息若しくは重篤な不整脈その他重大な呼吸循環障害を発生する恐れのある場合
12	5) その他第1種装置を使用する治療が危険と認められる場合	5) その他第1種装置を使用する治療が危険と認められる場合